

仕 様 書

1 業務名

奥山工場環境測定機器定期点検業務

2 業務概要

180t 炉焼却施設の排ガス分析計、塩化水素濃度計、ばいじん濃度計及び酸素濃度計の定期点検を行う。

3 業務実施場所

下関市大字井田字桑木 10378 番地

4 委託期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで

5 設備概要

(1) 180t 炉焼却施設

- ア 煙突入口排ガス分析計 堀場製作所製 ENDA-5610 1 台
- イ 塩化水素濃度計 京都電子工業製 HL-36N 1 台
- ウ ばいじん濃度計 京都電子工業製 HD-26 1 台
- エ 酸素濃度計 第一熱研製 TB-II G 1 台

6 定期点検内容

(1) 180t 炉焼却施設

- ア 煙突入口排ガス分析計 (ENDA-5610)

(ア) 精密点検 (年 1 回)

- ① メーカーによる精密点検の実施。

(イ) 6 ヶ月点検 (年 1 回)

- ① 1 次フィルタ O リングの確認

状況を確認し適宜交換する。

- ② 電子冷却器の清掃

放熱ファンを清掃しダストの付着がないことを確認する。

③ エアフィルタの確認

状況を確認し適宜清掃又は交換する。

④ ポンプの確認

ダイヤフラムの状況を確認し適宜交換する。

⑤ ボンベの交換

⑥ 盤内配管の確認

状況を確認し適宜清掃又は交換する。

⑦ バイパスライン流量計の内部清掃

⑧ ドレントラップチューブの内部清掃及び水入替

(ウ) 交換消耗品

別紙2「交換部品表」のとおり

イ 塩化水素濃度計 (HL-36N) 及びばいじん濃度計 (HD-26)

(ア) 精密点検 (年1回)

① メーカーによる精密点検の実施。

(イ) 6ヶ月点検 (年1回)

① 1次フィルタユニット用Oリングの確認

状況を確認し適宜交換する。

② 1次フィルタケース用Oリングの確認

状況を確認し適宜交換する。

③ 挿入管の洗浄

配管を洗浄し詰まりがないことを確認する。

④ チューブポンプの確認

カセットの状況を確認し適宜交換する。

⑤ ソーダライムの確認

ソーダライムの状況を確認し適宜交換する。

⑥ セル内部の洗浄

セル内部を洗浄し汚れがないことを確認する。

⑦ 参照電極内部液槽の洗浄及び内部液の交換

参照電極内部液槽を洗浄し汚れがないことを確認したのち内部液を交換する。

⑧ 測定電極、基準電極の確認

状況を確認し適宜交換する。

⑨ 参照電極の確認

状況を確認し適宜洗浄又は交換する。

⑩ アンプ部の動作確認

⑪ 一次フィルタ部等温度の確認

温度が基準値内であることを確認する。

⑫ ばいじん計の感度及び校正の確認

バックグラウンド値等基準値内であることを確認する。

⑬ 排液シーケンスの動作確認

⑭ 電磁弁の動作確認

電磁弁 V1、V2、V3の開閉動作を確認しダイヤフラムを適宜交換する。

⑮ 等価液ポンプの動作確認

送液動作を確認し適宜交換する。

⑯ 加熱導管の洗浄

配管を洗浄し詰まりがないことを確認する。

⑰ 試薬ポンプ送液流量の確認

基準値内であることを確認する。

⑱ 加熱導管及び気液接触継手の洗浄

状況を確認し適宜洗浄する。

⑲ 試料ポンプの動作確認

送気動作を確認し部品を適宜交換する。

(ウ) 交換消耗品

<塩化水素濃度計 (HL-36N) 用>

別紙2「交換部品表」のとおり

<ばいじん濃度計 (HD-26) 用>

別紙2「交換部品表」のとおり

ウ 酸素濃度計 (TB-II G)

(ア) 6ヶ月点検 (年2回)

- ① アスピレータブロック及びフィルタユニットの分解清掃
付着したダストを除去する。

(イ) 交換消耗品

別紙2「交換部品表」のとおり

7 注意事項

- (1) 業務の実施に当たっては、各関係法令を遵守し、安全に十分留意すること。
- (2) 業務の実施に当たっては、仕様書に従い、疑義及び問題が生じたときは、市と受託者協議の上、誠意をもって解決すること。
- (3) 業務の実施期間については、市と受託者協議の上、決めること。点検予定は別紙3「定期点検予定表」のとおりとする。
- (4) 業務の終了後、受託者は市へ報告書（写真含む）を提出すること。
- (5) 業務により発生した廃材は、受託者の責任において適切に処分すること。
- (6) 仕様書に明記のない事項であっても、業務の遂行上必要と認められるものについては、受託者の責任において行うこと。
- (7) 受託者は、焼却炉の立上げ時の立会を行うこと。
- (8) 受託者は、測定機器の故障等の緊急時には、直ちに技術者を派遣し対処すること。
- (9) 受託者は、測定機器の軽微な修繕及び部品交換を無償にて行うこと。
- (10) 交換消耗品は JIS、JEC またはメーカー純正品を使用すること。
- (11) 業務のうち、しものせきエコマネジメントプランに基づく環境に関する特記事項は、別紙4「特記仕様書（環境編簡易）」のとおりとする。
- (12) 業務のうち、下関市暴力団排除条例による措置については、別紙5「下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項」のとおりとする。
- (13) 本仕様書等に定める市への報告書等には、記載したものを容易に消去することのできる筆記用具（鉛筆、消せるボールペン等）を使用しないこと。